

令和7年度

うるま市車両管理業務委託契約書 (案)

(長期継続契約)



うるま市

(概算契約)

業務委託契約書
(長期継続契約)

- 1 委託業務名 : うるま市車両管理業務
- 2 履行期間 : 令和8年2月1日から令和12年1月31日まで
- 3 業務委託料 : 委託業務の実施に要した経費の額。
ただし、金58,571,040円
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額:金5,324,640円)を上限とする。
- 4 契約保証金 : うるま市契約規則第6条第2項第7号の規定により免除
- 5 特約事項 : なし

上記の委託業務について、甲と乙とは、おののお対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年1月〇日

甲：沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市長 中村 正人

乙：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

うるま市車両管理業務委託契約書（案）

うるま市（以下「甲」という）と〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、次のとおり委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲が乙に対して、甲の車両における法定定期点検及び継続車検等定期点検等に関する事務手続、各種修繕及び事務手続等に関する業務（以下「本件業務」という）を委託し、乙がこれを受託することにより、甲の事務負担軽減及び本件業務の質の向上に寄与することを目的とする。

（委託内容、履行期限）

第2条 甲が乙に委託する本件業務の具体的な内容、履行期限及び委託料は以下のとおりとし、甲は乙に対し、当該業務委託料を第9条（支払方法）に定める支払方法に基づき支払うものとする。

本件業務の内容：別紙仕様書のとおり

業務準備期間：契約日から令和8年1月31日まで

履行期間：令和8年2月1日から令和12年1月31日まで

履行場所：うるま市内

（サービス水準）

第3条 乙は、本業務を誠実かつ確実に遂行するため、次の各号に掲げる基準（以下「サービス水準」という。）を遵守しなければならない。

（1） 車両の保守点検及び整備は、道路運送車両法その他関係法令に基づき、整備管理者又は自動車整備士等の有資格者が行うこと。

（2） 車両の整備記録等の管理台帳を整備し、甲の求めに応じて速やかに提出すること。

（3） 業務の遂行にあたっては、甲の公用に支障が生じないよう、必要な人員及び体制を常に確保すること。

2 甲は、前項のサービス水準の達成状況について、必要に応じて点検又は報告を求めることができる。

3 乙が前各項の定めに違反し、甲から改善の指示を受けた場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。

4 前項の改善がなされないときは、甲は契約の全部又は一部を解除することができる。

（契約内容の変更）

第4条 甲及び乙が、本契約の一部をやむを得ず変更するときは、両者協議して行うものとする。

(履行)

第5条 乙は、本契約が成立したときは、契約締結後10日以内に契約履行着手届を甲に提出する。ただし、甲が必要ないと認めたときは、省略することができる。

(実施体制)

第6条 乙は、本件業務を遂行するに当たり、予め乙の従業員の中から次の業務を行う業務責任者を選任した上で、業務責任者の氏名、役職その他甲が指定した事項を記載した業務責任者選任届を甲に提出する。

(1) 本件業務に従事する乙の従業員の労務管理及び作業上の指揮命令

(2) 本件業務の遂行に関する甲との間の連絡、報告及び調整

2 業務責任者が変更となった場合、乙は変更後の業務責任者の氏名、役職その他甲が指定した事項を記載した業務責任者変更届を甲に提出するものとする。

3 甲は、本件業務の遂行に関して必要となる指図は業務責任者に対して行うものとする。

(業務引継)

第7条 甲が求めた場合、乙は、甲又は甲が指定する者に対して、本件業務の遂行状況その他の本件業務の遂行に必要な情報を引き継がなければならない。

(業務実績報告書の提出及び検査)

第8条 乙は、当月の業務実績報告書を翌月10日までに甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、その日から起算して10日以内に、本件業務の内容を確認するための検査を行うものとする。

(委託料及び支払方法)

第9条 委託料は、前条第1項の業務実績報告書に応じて算定するものとする。

2 前条第2項の規定による検査に合格したときは、乙は甲に対し、委託料の支払いを請求することができる。

3 委託料の請求及び支払の時期は、原則として1か月ごととする。ただし、業務の性質その他の事情により必要があるときは、甲乙協議のうえ、文書により別途定めることができる。

4 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(報告内容)

第10条 乙は、本件業務が本契約及び法令に従い適正に行われたこと及び完了報告内容の真正を保証する。

(第三者が保有する知的財産権の侵害)

第11条 乙は、本件業務を遂行するに当たり第三者の知的財産権の侵害をしていないことを表明し、かつ保証するものとし、甲が第三者から知的財産権の侵害に関する訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には、当該紛争の解決に協力するとともに、これによって甲に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、本契約に違反した場合又は本件業務に関連して甲に損害を与えた場合には、甲がこれによって被った損害を直ちに賠償しなければならない。

(貸与物の管理)

第13条 乙は、甲から資料等を貸与された場合には、これらの貸与物を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、本契約の履行の目的以外にこれを使用してはならない。
2 乙は、本契約の履行が終了したときは、甲から受領した貸与物を原状に復した上で、速やかに甲に返却しなければならない。

(秘密保持)

第14条 乙は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
2 乙は、業務の処理過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報の取扱い)

第15条 乙は、本件業務の遂行に関連して甲から個人情報の開示を受けた場合には、本件業務を遂行するために必要な範囲において当該個人情報を取り扱うものとし、本件業務を遂行する目的以外に当該個人情報を取り扱ってはならない。
2 乙は、甲から個人情報の開示を受けた場合には、直ちに個人情報の取得、利用、保管及び廃棄を行う責任者を選任した上で、甲に対して当該責任者の氏名、役職及び連絡先を書面により通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。
3 乙は、個人情報に関する法令及びガイドラインを遵守するものとする。

(契約業務の再委託)

第16条 乙は、第三者（以下「再委託先」という）に対し、本件業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合には、直ちに再委託先の名称及び再委託した本件業務の内容を書面により甲に通知するものとする。
3 乙は、第1項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をして本契約に定める乙の義務と同等の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 甲と乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、再委託し、あるいは担保してはならず、第三者に義務を承継してはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第18条 本契約の有効期間は契約締結日から第9条(委託料及び支払方法)に基づき乙の本件業務完了後、甲が乙に対し委託料の支払を完了した日までとする。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約に違反し、又は不正若しくは不誠実な行為を行ったとき。
- (2) 契約の履行が不能となったとき。
- (3) 差押え、仮差押え、破産、民事再生手続開始等の申立てがあったとき。
- (4) 車両の管理において安全上重大な支障を生じさせたとき。
- (5) その他契約の目的を達成することが困難と認められる事由が生じたとき。

2 前項により契約を解除された場合において、乙はこれにより生じた損害の補償を請求することができない。ただし、甲が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(特約事項)

第20条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(暴排条項)

第21条 乙は、次の各号のいずれにも該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを誓約する。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定義するもの)
- (2) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、及びこれらに準ずる者

2 乙は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを誓約する。

- (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をする行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲は、乙が前各項のいずれかに違反した場合、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。
- 4 前項により契約を解除された場合、乙は、これにより生じた損害について、甲に対して一切の請求を行わないものとする。

(存続条項)

第22条 本契約終了後、第11条（権利の侵害）、第12条（損害賠償）、第14条（秘密保持）及び第25条（裁判管轄）の規定は、その効力を存続する。

(法令の遵守)

第23条 乙は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例、規則その他の規範を遵守し、適正かつ誠実に業務を遂行しなければならない。また、乙がこれに違反した場合、甲は契約を解除し、必要に応じて損害賠償を請求できるものとする。

(不可抗力)

- 第24条 乙は、地震、台風、洪水、津波、火災、戦争、内乱、暴動、法令又は行政指導による行為、感染症の流行その他乙の責に帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）により、車両の管理業務の全部又は一部を履行できなくなったときは、その責任を負わないものとする。
- 2 乙は、不可抗力により業務の全部又は一部を履行できない場合、速やかにその旨を甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。
- 3 不可抗力の状態が相当期間継続すると認められる場合には、甲および乙は、誠実に協議のうえ、契約の全部又は一部の解除、業務の中止その他必要な措置を定めるものとする。

(裁判管轄)

第25条 本契約に関する訴えの管轄は、那覇地方裁判所沖縄支部とする。

(疑義等の決定)

第26条 この契約に定めのない事項及びこの契約の履行に関して疑義が生じた事項は、両者が協議して決定するものとする。